

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

(地方税法附則第15条第25項)

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税(償却資産)について、取得した翌年から起算して3年間、課税標準の特例があります。発電設備の取得時期等により、特例の対象となる資産や特例率が異なります。

1 太陽光発電設備

〈取得時期〉 令和8年4月1日から令和11年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉 課税標準額2分の1

〈対象設備〉

グリーンイノベーション基金採択事業者の製造品を使用したペロブスカイト太陽電池

なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む

※経済産業省の「再生可能エネルギーのFIT・FIP制度」の認定を受けていない設備

〈提出書類〉

- ・固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書
- ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写し)
- ・出力規模が確認できる資料(仕様書、見積書等)
- ・償却資産申告書

2 風力発電設備

〈取得時期〉 令和8年4月1日から令和11年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉 洋上風力(再エネ海域利用法)…課税標準額5分の3

洋上風力(港湾法)…課税標準額3分の2

陸上風力(温対法・農山漁村再エネ法)…課税標準額3分の2

〈対象設備〉

経済産業省の「再生可能エネルギーのFIT・FIP制度」の認定を受けている設備

〈提出書類〉

- ・固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書
- ・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書(写し)
- ・電気事業者が発行する「電気受給契約に関するお知らせ」または「系統連系契約書」(写し)
- ・償却資産申告書

3 中小水力・地熱・バイオマス発電設備

〈取得時期〉 令和8年4月1日から令和11年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉

対象設備	発電出力	特例割合
中小水力発電設備	5,000kW未満	2分の1
	5,000kW以上	4分の3
地熱発電設備	1,000kW未満	3分の2
	1,000kW以上	2分の1
バイオマス発電設備	10,000kW未満	2分の1

〈対象設備〉

経済産業省の「再生可能エネルギーのFIT・FIP制度」の認定を受けている設備

〈提出書類〉

- ・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書
- ・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書（写し）
- ・電気事業者が発行する「電気受給契約に関するお知らせ」または「系統連系契約書」（写し）
- ・償却資産申告書

4 問合せ・提出先

能代市 総務部 税務課 固定資産税係

TEL 0185-89-2127（直通）

FAX 0185-89-1764

E-Mail zeimu@city.noshiro.lg.jp